特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和8年2月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	春日部市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出等）、社入、社離、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・納税情報の管理および過誤納者に対する還付･充当。 ・納付状況に基づく納税証明書の発行。 ・納期限を過ぎた未納者に対する督促状の送付。 ・督促状を送付してもなお完納されない未納者に対する滞納整理。 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1.国民健康保険資格管理システム 2.国民健康保険給付管理システム 3.統合収納管理システム 4.統合滞納管理システム 5.コンビニ交付システム 6.団体内統合宛名システム 7.中間サーバー 8.国保総合システムおよび国保情報集約システム 9.医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

（1）国民健康保険税賦課ファイル
（2）国民健康保険資格ファイル
（3）国民健康保険給付ファイル
（4）国民健康保険税収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表の24、44の項 2. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ・第113条の3　第1項、第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 （情報照会の根拠） 48、69、70の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法　附則第6条第4号 （情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する） ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）　第113条の3　第1項、第2項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康保険部国民健康保険課、財務部収納管理課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、収納管理課長

6. 他の評価実施機関

－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市政情報課　市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市政情報課　市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを必要とする照会事務及び資格異動事務においては、本人からマイナンバーの提出を受け、その上で真正性の確認を行っている。また、人の手が介在する職員によるマイナンバーの入力作業等においては、複数人での確認を徹底している。なお、担当業務に関する部分にのみアクセス可能としてるため担当業務以外に特定個人情報を用いることはない。	

9. 監査			
実施の有無	[　　] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスについては、静脈認証とパスワードを用い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧可能となるよう制限を行っており、権限のない者が閲覧、登録等はできないようになっている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	公表日	令和2年4月1日　時点	令和2年5月28日　時点	事前	
令和3年5月28日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	5．滞納管理システム 6．コンビニ交付DBサーバ 7．共通基盤（連携・統合宛名）	5．滞納整理システム 6．コンビニ交付システム 7．団体内統合宛名システム	事前	
令和3年5月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年4月21日　時点	事前	
令和3年9月1日	【基礎】Ⅰ関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	19条7号	19条8号	事後	
令和6年3月6日	請求先および連絡先の住所	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	
令和6年3月8日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月21日　時点	令和6年2月22日　時点	事後	
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法の第19条8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	1.国民健康保険（税）システム 2.国民健康保険（資格）システム 3.国民健康保険（給付）システム 4.収納管理システム 5.滞納整理システム 6.コンビニ交付システム 7.団体内統合宛名システム 8.中間サーバー 9.国保総合システムおよび国保情報集約システム 10.医療保険者等向け中間サーバー	1.国民健康保険資格管理システム 2.国民健康保険給付管理システム 3.統合収納管理システム 4.統合滞納管理システム 5.コンビニ交付システム 6.団体内統合宛名システム 7.中間サーバー 8.国保総合システムおよび国保情報集約システム 9.医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の16、30の項	・番号法第9条第1項　別表の24、44の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、88、106の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（22、97の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（9、12、15、120の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項（109の項） ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（42の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（43の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（44の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（45の項） ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （20条、25条、25条の2、26条）	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 （情報照会の根拠） 48、69、70の項	事後	
令和7年3月14日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年2月22日　時点	令和7年1月24日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅵ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規項目のため記載なし	[十分である] マイナンバーを必要とする照会事務及び資格異動事務においては、本人からマイナンバーの提出を受け、その上で真正性の確認を行っている。また、人の手が介在する職員によるマイナンバーの入力作業等においては、複数人での確認を徹底している。なお、担当業務に関する部分にのみアクセス可能としてるため担当業務以外に特定個人情報を用いることはない。	事後	
令和7年3月14日	Ⅵ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目のため記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 [十分である] システムへのアクセスについては、静脈認証とパスワードを用い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧可能となるよう制限を行っており、権限のない者が閲覧、登録等はできないようになっている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年2月25日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 48、69、70の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法 附則第6条第4号 (情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する) ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の3 第1項、第2号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 48、69、70の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法 附則第6条第4号 (情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する) ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の3 第1項、第2号	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年1月24日 時点	令和8年1月26日 時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	令和8年1月26日 時点	事後	